

認可外保育園・幼稚園一時預かり保育等(保育認定)の払い戻しについて

子ども子育て支援法が一部改正され、令和元年10月1日からスタートした保育料無償化に伴い、子ども・子育て支援制度に未移行の施設や認可外保育所、預かり保育等を利用した場合においても給付の対象となる「施設等利用給付」の仕組みが新たに創設されました。

制度に移行していない認可外保育園や幼稚園の一時預かり、一般型一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合、施設に支払った利用料（保育料）に対して、町が法で決められた限度額まで給付（払い戻し）します。

但し、給付を受けるためには、事前に町から「保育の必要性の認定」を受けること、また随時払い戻しの請求手続きをする必要があります。

1. 保育の必要性の認定

認定区分	年齢	認定の基準
新1号認定	3～5歳	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育の認定を受ける必要のない子どもで私学助成の園を利用する場合〔中標津町には該当施設なし〕
新2号認定	3～5歳	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって、保育の必要性があり認可外保育施設等を利用している子ども
新3号認定	0～2歳	満3歳に達する日以後最初の3月31日までにある小学校就学前の子どもであって、保育の必要性があり尚且つ市町村民税非課税世帯に属する子ども

2. 施設等利用給付を受ける事のできる施設と払い戻される保育料

●認可外保育園と一般型一時預かり・病児保育等を利用される方

入所・利用は直接事業所にお申し込みください。新2号、新3号の認定を受けた方でこれらの事業を併用して利用した場合、月額限度額まで払い戻します。認定・払い戻しの詳細は「給付手続きの流れ」でご確認ください。

事業名	実施園	認定区分	年齢	給付（払い戻し）限度額
認可外保育所	・ニューグリーンハウス保育園 ・こぐま ・ひなたぼっこ	新2号 新3号	3歳未満児〔新3号〕	町民税非課税世帯のみ 月額42,000円まで払い戻し ※給食費は対象となりません
一時預かり事業	・こども園 かぼの ・えみふる（計根別）			
ファミリー・サポート・センター事業	こども園 かぼの		3歳児以上〔新2号〕	月額37,000円まで払い戻し ※給食費は対象となりません
病児保育事業	にこにこ （町立病院内）			

●認定こども園・幼稚園の入所児童で預かり保育を利用される場合

幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用する方で、新2号の保育認定を受けた場合、月額限度額まで払い戻します。

事業名	実施園	認定区分	年齢	給付（払い戻し）限度額
幼稚園型一時預かり保育事業	ひかり幼稚園 第2ひかり幼稚園 愛光幼稚園 カトリック幼稚園 計根別幼稚園	新2号	満3歳児	町民税非課税世帯のみ給付 450円×利用日数
			3歳児 以上	450円×利用日数

（注）病児保育等他事業と併用しての払い戻しは出来ません。

3. 給付手続きの流れ

①保育の必要性の認定を受ける手続き

役場子育て支援課に『1 提出する書類』を利用する前（給付を受けたい利用日の1ヶ月前）までに提出してください。

1 提出する書類

- （様式第17-2号）施設等利用給付認定（変更）申請書
- 保育の必要性の要件を証明する書類（就労証明書など）※保護者全員分

3歳未満児は、町民税非課税世帯の方のみが対象です。町民税が課税されている方（納付書が届いている方や町民税が給与から天引きされている方）は、手続きをしても非該当となります。

2 提出場所

中標津町役場子育て支援課（窓口④）

3 保育の必要性の要件と証明する書類

※保護者全員がいずれかに該当することが必要

保育の必要性の要件	証明する書類
就労している方 （月60時間以上）	【自営の場合】 就労証明書、自営の証明書類の写し（確定申告書、営業許可証、開業届等） 【自営以外の場合】 就労証明書（就労内定の場合はその証明を受けてください）
出産前後の方（出産前8週間・後8週間に限る）	母子健康手帳の写し（氏名と出産予定日が記載されているページ）
保護者が病気の方	保育をすることが困難な状態であることがわかる診断書
保護者が障害をお持ちの方	【障害による手帳等の交付を受けている方】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し 【障害による手帳等の交付を受けていない方】…診断書
保護者が同居親族等の看護・介護している方	申立書*及び同居又は長期入院している親族などの看護・介護が必要であることがわかる書類（診断書、介護保険証の写し等）
保護者が学校に在学中の方	在学証明書（入学予定の場合は合格通知等）
その他	次の要件に該当する場合は、直接役場子育て支援課へご相談ください。 ・求職活動中の場合 ・虐待やDVの恐れがある場合 ・育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であると認められる場合

②施設へ保育料（利用料）を支払う

施設から請求された利用料を支払い、施設から領収証をもらってください。

③施設から『提供証明書・領収証』をもらう

施設から、施設の1ヶ月毎の利用状況が書かれた「子ども・子育て支援提供証明書 兼 領収証」をもらってください。（一時預かり等の事業の場合は、利用日毎にもらってください）

④利用料（保育料）の給付（払い戻し）の手続き

中標津町では、年に5回支払日を設定します。

請求は、利用した翌月から月単位で受付けます。3ヶ月分や1年分などまとめて請求することも可能です（利用月の翌月から2年間請求可能）。

次のとおり、役場子育て支援課へ提出してください。

認可外保育所、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を組み合わせ利用している場合は、一緒に請求してください。

実費として徴収されている費用（通園送迎費・食材料費・行事費など）は無償化の対象外です。

1 提出する書類

☐（様式第23号）施設等利用費請求書

※保育の必要性の認定通知の際に同封します。施設や役場子育て支援課からも配付します。

☐特定子ども・子育て支援提供証明書 兼 領収証

※施設からもらってください

2 提出場所

中標津町役場子育て支援課（窓口④）

3 支払日について

支払日は、毎年2月・4月・5月・8月・11月の末日（土・日・祝日にあたる場合は前日）です。支払日の前月末日までに到着した書類を審査し、保護者が指定した口座へ給付費を支払います。

請求書受付期間					支払日
11月	1日	から	1月31日	まで 受付分	2月末日
2月	1日	から	3月31日	まで 受付分	4月末日
4月	1日	から	4月30日	まで 受付分	5月末日
5月	1日	から	7月31日	まで 受付分	8月末日
8月	1日	から	10月31日	まで 受付分	11月末日